



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項の数（国民健康保険課）…………… 1

## 告 示

### 沖縄県告示第161号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

なお、令和7年沖縄県告示第80号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	0.5
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7277787848697
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.9893575840664
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.741255590172
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999980702
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.765400586324
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999943612
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	0.7277787848697
政令第11条の2第6項の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999779018
政令第11条の2第7項の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--